

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
(社)建設荷役車両安全技術協会	各種講習受講料	162,362		6/8		公社	国所管
(社)日本獣医学会	論文投稿料	196,000		5/11,5/18,6/8		公社	国所管
(社)日本食品科学工学会	論文掲載料	193,200		4/27,5/11,6/8		特社	国所管
(社)日本畜産学会	図書購入代	107,100		6/29		特社	国所管
(社)日本畜産学会	論文投稿料・論文掲載料	296,100		6/22,6/29		特社	国所管
(財)農学会	共催負担金	150,000		6/29		公財	国所管
(社)農業農村工学会	論文投稿料・論文掲載料	276,760		6/18		公社	国所管
(社)農山漁村文化協会	購読会費(年会費)	168,000	24,000	4/27,5/25,6/15	農文協出版物のデジタルデータを検索、閲覧等の利用サービスを受けるものであり、研究上の有益性を考慮し支出を要する。	特社	国所管

(社)ボイラ・クレーン安全協会	各種講習受講料	293,550		4/27,5/16,5/31,6/8 6/22		公社	国所管
-----------------	---------	---------	--	----------------------------	--	----	-----

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。